

中井町生ごみ減量化容器設置費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般廃棄物から生じるごみの減量対策と環境衛生思想の普及及び向上を図るため、生ごみ減量化容器の設置者に対して補助金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、ごみ減量に意欲的な個人が生ごみ減量化容器を購入し、町内に設置した際、購入設置に係わる費用の一部を補助するものとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は購入費の2分の1の額とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ減量化容器購入費補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請者に生ごみ減量化容器購入補助金交付（却下）決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ減量化容器設置完了後、速やかに生ごみ減量化容器購入費補助金交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 7 条 町長は、前条の規定により提出された生ごみ減量化容器購入費補助金請求書を受理し、その内容が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(調査、報告)

第 8 条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認めたときは、当該補助金を受けた者に対し、必要な指示を行い若しくは報告を求め、又は職員に実地調査をさせることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 9 条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

(1) この補助金交付要綱に違反したとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 偽り、その他不正な行為があったとき

(補助金の返還)

第 10 条 町長は、補助金の取消しをした場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めることができる。

附 則 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

中井町ごみ減量化容器設置費補助金交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

申 請 者 住 所 中井町

氏 名

電

話 番 号

次のとおり申請します。

品 名	数 量	価 格	補助金額
	基	円	円

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

様

中 井 町 長

生ごみ減量化容器購入費補助金交付（却下）決定通知書

中井町生ごみ減量化容器購入費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記
のとおり交付（却下）決定しましたので、通知します。

記

1. 交付決定額 円 ・ 不交付

2. 不交付理由

第 3 号様式（第 6 条関係）

ごみ減量化容器設置費補助金請求書

請求金額 _____ 円

上記のとおりごみ減量化容器設置補助金を請求いたします。

年 月 日

中井町長 殿

補助対象者 住 所

氏 名

印

☐ 金融機関口座への振込を希望

振 込 先	銀行 農協 支店 信用金庫	フリガナ	
		口座名義人	
		種 別	口 座 番 号
		普通・当座 その他 ()	

☐ 役場会計課窓口での受取を希望